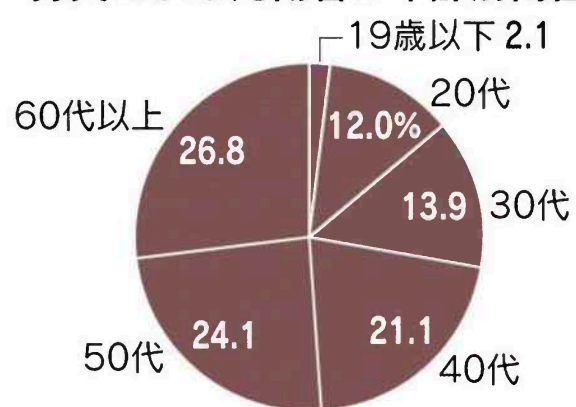


働く高齢者 労災に備え

4月に加入対象拡大へ

労災による死傷者の年齢別割合

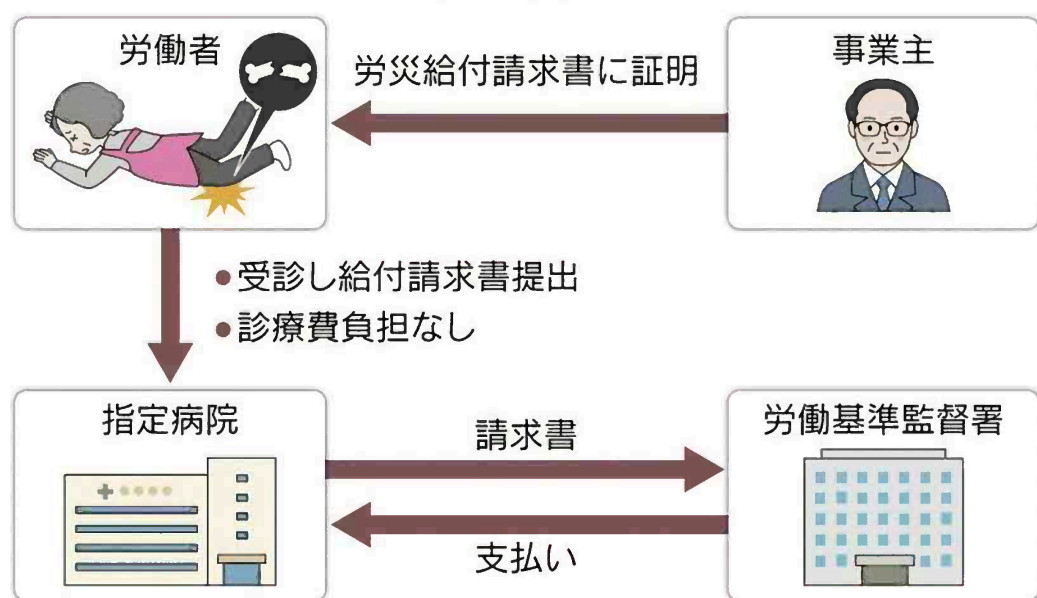


(注)厚生労働省調査(2019年)を基に作成

労災保険による主な補償

種類	給付内容
療養	傷病の療養費や通院費の全額
休業	療養で休業した4日目から給与の80%
傷病	療養開始1年半以降も傷病があるとき年金や一時金
障害	障害が残ったときに年金や一時金
介護	障害の介護費用の一部または全額
遺族	業務で死亡した場合に年金や一時金

労災保険の請求の仕組み



(注)労災指定の医療機関を受診する場合で概略

神奈川県介護施設で働く女性Aさん(76)は床をモップがけしていた際に滑って転び、左脚の大腿部を骨折。手術後に半月入院し、身体機能回復のためリハビリ病院へと転院した。東京都内の警備員の男性Bさん(79)は朝礼で横に立っていた人が倒れ込んできたのを支えきれずに転倒。頭部を打撲し、通院せざるを得なかった。

働くシニアにとってリスクの一つとなるのが勤務中のケガや病気だろう。こうした労働災害に遭う割合は年齢が上がるにつれて高まる。厚生労働省によると、2019年の労災による死傷者のうち60歳以上が占める割合は26・8%と全体の4分の1超を占めた。

労災の要因では男性が「墜落・転落」、女性は「転倒」などが多い。休業期間が1カ月以上と重症化する割合も過半数に達する。社会保険労務士の井上大輔氏は「シニアは勤務中の重大な事故だけでなく、通勤も含めてさまざまなきっかけで傷病を負う例が多い」と指摘する。

勤務・通勤中に負ったケガや病気に対し補償を受けられる。事業主は労働者を一人でも雇用すれば加入させる義務があり、保険料も事業主が全額負担する。正社員だけでなく、パートやアルバイトなど非正規社員も適用の対象だ。

労災保険の給付は大きく分けて8種類ある。まず知っておきたいのが、傷病の治療に支払われる療養(補償)給付だ。診療費だけでなく、通院費も含めて全額が対象になる。労災保険の給付請求書に事業主から証明を受けて、受診時に提出すれば診療時の費用負担はない。ただし、これは労災指定の医療機関を受診する場合。指定外の医療機関であれば健康保険は使わずにいったん診療費の全額を支払い、労働基準監督署に給付を後日請求する手順となる。

療養給付以外にも補償は手厚い。例えば休業(補償)給付は休業4日目から直前3カ月間の1日当たり平均賃金の80%に相当する金額を受け取ることができる。障害が残ったとき年金や一時金が給付されるほか、万が一亡くなったときは遺族に補償がある。

もっとも労災加入の条件は雇用される労働者であること。起業するなどして自ら事業主として働く場合は原則加入できない。例外として労災の「特別加入」という制度があり、①中小事業主②大工や個人タクシードライバーなど③農作業などの特定作業従事者④海外派遣者―は申請すれば加入できる。対象となる業種や働き方は限られるが、該当するならば加入を検討するといいたいだろう。

今後は高齢者について特別加入の対象が広がる。70歳までの就業機会確保を求める改正高年齢者雇用安定法では定年引き上げなどの雇用継続以外に創業を支援し、業務を委託する措置も就業機会確保として認めている。これに合わせて企業の創業支援を受けた人の特別加入を認めるよう4月1日から制度が変わることになった。

新型コロナウイルスの感染拡大では、フリーランスとして働く人への公的保護の未整備が浮き彫りになった。特別加入の対象とする案を含めて今後検討が進めば、将来的には自ら独立して働く人も加入できる可能性がある。

現時点の備えとして選択肢となるのが民間保険だ。労災に加入しない個人事業主などの場合は、医療保険や所得補償保険に入るのが手だが、年齢制限があったり高齢になると保険料が高額になったりするものも多いので注意したい。

一般社団法人のプロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会(東京・中央)では、有料会員になると業務上の事故による賠償責任を補償する保険が自動で付く。年会費は1万円で、会員になるのに年齢制限はない。保険部分は損害保険ジャパンが提供しており、オプションとしてケガや病気で就業不能となったときの所得補償や傷害補償など労災保険の代替となる保険も追加できる。

所得補償は加入が60歳、補償が最長70歳までの年齢制限がある。

労災保険や民間保険への加入は、労災への備えという目的以外に、事業経営のため必要となるケースも出てくる。業務委託でのトラブルを避けるため、発注側の企業が個人事業主などに対し保険加入を条件とすることがある。一方で労災の発生度合いは業種や働き方などによっても異なる。社会保険労務士の浜中伸介氏は「労災保険への特別加入も含めて、補償内容と保険料負担をよく確認し自分に合った備えをしておきたい」と助言している。

(成瀬美和)